

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	子ども・子育て支援新制度に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松原市は、子ども・子育て支援新制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

松原市長

## 公表日

令和2年7月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援新制度に関する事務
②事務の概要	松原市では、子ども・子育て支援法、その他関係法令及び条例等に基づき、小学校就学前の子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性の認定及び特定教育・保育施設の利用者負担額の決定と賦課及び徴収をする。 (別表第1の第8に関する事務) 児童福祉法に基づく障害児保育の実施または措置等に関する費用の徴収に係る事務 (別表第1の第94に関する事務) ①支給認定申請書の受理・審査及び認定 ②支給認定証の交付(再交付・変更に係る事務を含む。) ③保育所等の入所申込書の受理及び審査 ④保育所等の入所決定に係る事務 ⑤利用者負担額の決定に係る事務 ⑥利用者負担額の算定に関する課税状況の調査 ⑦特定教育・保育施設への施設型給付事務 ①及び③の事務において、窓口での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。
③システムの名称	総合福祉システム、住民情報システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援新制度ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 ・項番8、項番94 ②内閣府・総務省令第5号 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 ・第8条及び第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第7号 別表第2 ・項番13、項番16、項番116 ②内閣府・総務省令第7号 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第12条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 子ども未来室
②所属長の役職名	子ども未来室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 福祉部 子ども未来室、総務部 政策法務課 電話番号 072-334-1550(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所 福祉部 子ども未来室 電話番号 072-334-1550(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月10日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項 別表第1 項番8及び94 「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」</p> <p>・内閣府・総務省令第5号 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第8条</p>	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)</p> <p>第9条第1項 別表第1</p> <p>・項番8 「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」</p> <p>・項番94 「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月10日	同上	同上	<p>②内閣府・総務省令第5号 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令</p> <p>●第8条各号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8-1「児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費、同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費、同法第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費、同法第21条の26第1項の障害児相談支援給付費又は同法第24条の27第1項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務」</li> <li>・8-2「児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に関する事務」</li> <li>・8-3「児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する事務」</li> <li>・8-4「児童福祉法第56条第2項又は第3項の費用の徴収に関する事務」</li> </ul> <p>●第68条各号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・68-1「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第1項の支給認定若しくは同法第23条第1項の支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務」</li> <li>・68-2「子ども・子育て支援法による支給認定証に関する事務」</li> <li>・68-3「子ども・子育て支援法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務」</li> <li>・68-4「子ども・子育て支援法第23条第4項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務」</li> <li>・68-5「子ども・子育て支援法第24条第1項の支給認定の取消しに関する事務」</li> </ul>	事後	
平成29年5月2日	5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 子ども未来室長 中瀬 保	②所属長 子ども未来室長 田中 修一郎	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の概要 ⑦特定教育・保育施設への施設型給付事務	②事務の概要 ⑦特定教育・保育施設への施設型給付事務 ①及び③の事務において、窓口での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。	事前	
平成29年11月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	③システムの名称 総合福祉システム、中間サーバー、住民情報システム、団体内統合宛名システム	③システムの名称 総合福祉システム、中間サーバー、住民情報システム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年11月13日	3. 個人番号の利用法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1 ・項番8 「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」 ・項番94 「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1 ・項番8、項番94	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月13日	同上	<p>②内閣府・総務省令第5号 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令</p> <p>●第8条各号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8-1「児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費、同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費、同法第21条の5の28第1項の肢体不自由児通所医療費、同法第21条の26第1項の障害児相談支援給付費又は同法第24条の27第1項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務」</li> <li>・8-2「児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に関する事務」</li> <li>・8-3「児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する事務」</li> <li>・8-4「児童福祉法第56条第2項又は第3項の費用の徴収に関する事務」</li> </ul> <p>●第68条各号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・68-1「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第1項の支給認定若しくは同法第23条第1項の支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務」</li> <li>・68-2「子ども・子育て支援法による支給認定証に関する事務」</li> <li>・68-3「子ども・子育て支援法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務」</li> <li>・68-4「子ども・子育て支援法第23条第4項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務」</li> <li>・68-5「子ども・子育て支援法第24条第1項の支給認定の取消しに関する事務」</li> </ul>	<p>②内閣府・総務省令第5号 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第8条及び第68条</li> </ul>	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月13日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第2 項番13 「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」 項番16 「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」 項番116 「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」</p> <p>②内閣府・総務省令第7号 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条各号</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第2のうち第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「子ども子育て支援法に基づく保育関係情報」が含まれる項 項番16、116</p> <p>②内閣府・総務省令第7号 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条各号</p>	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第2 項番13、項番16、項番116</p> <p>②内閣府・総務省令第7号 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条</p>	事後	
令和1年5月7日	Ⅱ-1 しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月7日	Ⅱ-2 しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月7日	Ⅳ リスク対策		項目の追加	事後	
令和1年5月7日	5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 子ども未来室長 田中 修一朗	②所属長の役職名 子ども未来室長	事後	
令和2年7月28日	Ⅱ-1 しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事前	
令和2年7月28日	Ⅱ-2 しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事前	